

## Ⅱ. 国土交通省、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会からお知らせ

自動車技術総合機構愛媛事務所からのお知らせ

受検者の皆様へ（重要：必ずご確認ください。）

# 機器校正日程のお知らせ

自動車検査機器の校正作業を下表の日程で行います。

なお、校正作業中のコースは閉鎖されるため、受検できない自動車がありますのでご注意ください。

### ◎校正作業日程表◎

年月日	時間帯	校正コース	校正中受検できない自動車
平成30年1月10日(水)	午前	1コース	・なし
	午後	DSコース	・測定が必要な自動車（長さ、幅、高さ、重量等が変更されている自動車） ・側車付二輪自動車及び三輪自動車等
平成30年1月11日(木)	終日	2コース	・次の①～④いずれかに該当する自動車 ①ホイールベースが1.8m未満又は3.2mを超える自動車 ②車幅が2.1m以上の自動車 ③車高が3.0m以上の自動車 ④運転者1名乗車時の軸重が2,000kg以上の自動車 ・トレーラー及びポートトレーラ等 ・3軸以上の多軸自動車
平成30年1月12日(金)	午前	二輪コース	・二輪自動車

適正検査のためにご協力をお願いいたします。

平成 29 年 11 月 14 日



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

団地、マンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号の車検証への記載について  
－平成30年1月4日から実施－

日頃より当協会の業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、リコール情報等を確実に使用者の皆様にお届けするために自動車検査証の住所に団地やマンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号を記載することになりましたのでお知らせします。

つきましては、申請書（OCRシート）に棟番号及び部屋番号の記載をお願いします。

なお、団地名、マンション名等は記載する必要はありません。

《実施時期》

- 平成30年1月4日（予定）

《記載例》

- ① （住民票等の住所）・・・ 町1番地の1（●●マンション3B）  
（車検証）・・・ 町1-1-3B
- ② （住民票等の住所）・・・ 町2丁目5番地の2（●●ハイツⅡ棟 103号室）  
（車検証）・・・ 町2丁目5-2-2-103
- ③ （住民票等の住所）・・・ 町4丁目1番地の2（レジデンスα21-339）  
注）数字表記が集合住宅名称の一部である場合は記載不要です。  
（車検証）・・・ 町4丁目1-2-339

※英数字を記載してください。なお、ローマ数字はアラビア数字に変換し記載してください。

媛運登第468号  
媛運整第374号  
平成29年12月4日

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会会長 殿

四国運輸局愛媛運輸支局長



年末年始における自動車検査登録業務の  
取扱い及び円滑な実施について(依頼)

平素は、運輸支局の業務につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年末は検査・登録業務が輻輳し、窓口及び検査場が大変混雑することが予想されます。

窓口及び検査場における混雑を緩和するため、下記のとおり取り扱いますので、貴傘下会員に周知されますとともにご協力をお願いします。

記

1. 年末・年始の業務案内

平成29年12月28日(木)まで 平常通り業務を行います。  
平成30年 1月 4日(木)から 平常通り業務を行います。

2. 検査・登録業務についてのお願い

- ・ 検査及び登録申請は、週末、月末に集中し混雑することから、早めに申請するようお願いいたします。
- ・ 申請書類は、確実に記載し、添付書類に不備がないことを確認のうえ提出してください。
- ・ 申請に当たっては、受付時間を厳守してください。
- ・ 検査を受検する場合は、事前に必ず予約をしてください。また、無断キャンセルや見込み予約をしないようにしてください。
- ・ 予約の時間帯(受検ラウンド)を厳守してください。
- ・ 受検する自動車は、車台番号やエンジン型式が容易に確認できるよう清掃して入場してください。
- ・ 支局構内では、指定の場所に駐車し、通路、出入り口付近には駐車しないでください。

事業者の皆様へ

## 年末・年始の業務日のお知らせ

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
年末年始の業務につきましては下記のとおり取扱いますのでよろしく願いいたします。

### 記

**年末** 平成29年12月28日（木）まで、通常どおり業務を行います。  
**年始** 平成30年1月4日（木）から、通常どおり業務を行います。

また、年末の繁忙期を迎えて検査・窓口業務が輻輳し、駐車場の混雑が予想されます。

つきましては、混雑の緩和と構内における事故防止のため、下記事項についてご協力をいただき、業務が円滑に実施できますようお願いいたします。

1. 構内への出入りについては、通行車両に十分気をつけてください。
2. 構内では徐行運転でお願いします。
3. 早めの申請を心がけていただき、年末に申請が集中することがないようにお願いします。
4. 書類紛失防止のために、提出書類に事業者名カードをつけていただくようご協力をお願いします。
5. 交付（返付）された車検証等に間違いがないか、ご確認の上でお持ち帰りください。
6. 検査予約枠を守り、無断キャンセルや当日検査の申込みをしないようお願いします。
7. 受検車両の車台番号・原動機型式が速やかに確認できるように清掃をお願いします。

軽自動車検査協会 愛媛事務所長

## Ⅲ. お知らせコーナー

### 平成29年度四国運輸局長表彰受賞について

平成29年度観光及び自動車関係功労者等の四国運輸局長表彰式が平成29年11月22日に挙行され、自動車関係事業に多年にわたり、精励されたご功績により、下記の方々が受賞されました。今後ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

#### ○自動車整備関係事業功労

氏名	事業場名	現職
稲葉 定義	有限会社稲葉自動車	代表取締役
渡邊 直喜	赤瀬モータース	代表者
佐伯 信一郎	有限会社佐伯モータース	代表取締役

#### ○自動車整備関係永年勤続

氏名	事業場名	現職
松下 節男	松下自動車整備	代表者
高田 敏男	奈良オートサービス	代表者
安藤 政志	有限会社ガレージ・アンドー	代表取締役



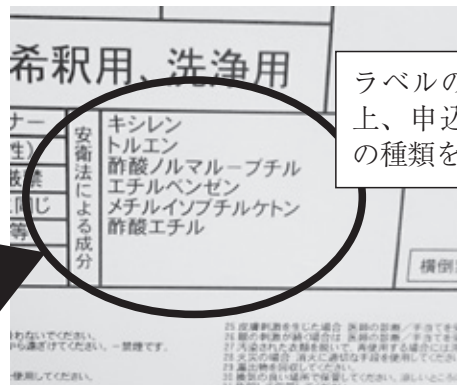
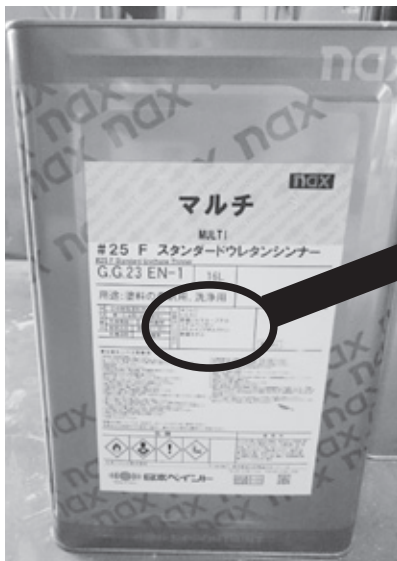
# 平成29年度第2回 有機溶剤取扱業務従事者の出張健診のご案内

労働安全衛生法で、事業者は有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し雇い入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6ヶ月以内ごとに健康診断を行わなければならないと規定されております。今般、次ページのとおり実施いたしますので、別紙の有機溶剤健康診断受診申込書によりお申し込みください。

なお、この健康診断の対象となる物質が追加されていることから、事前申し込み制とさせていただきます。事業場で使用している塗料、シンナー、パテのほか、エアゾール製品などの周辺塗料といった有機溶剤等の成分をご確認の上、申込書にご記入ください。

※ 事前にお申し込みが無いと受診できない場合もありますので、ご注意ください。

《ラベルの表示例》



ラベルの表示をご確認の上、申込書に有機溶剤等の種類をご記入ください。

《申込書の記載例》

《使用する溶剤の情報》 !! 該当する溶剤に、○印をしてください !!

トルエン	エチルベンゼン	キシレン	メチルイソブチルケトン	ナフタレン	酢酸エチル
------	---------	------	-------------	-------	-------

《有機溶剤健康診断に関するお問い合わせ先》

愛媛県自動車車体整備協同組合

TEL 089-957-8740

(一社) 愛媛県自動車整備振興会 / 指導課

TEL 089-956-2181

## 1. 日時、場所

対象地区	受診日	受診時間	健診会場
新居浜	平成30年 1月11日(木)	9:00~10:00	新居浜市立女性総合センター3階 多目的ホール (新居浜市庄内町4-4-19)
今治	1月18日(木)	9:00~10:00	今治市中央公民館2階 1・2号室 (今治市南宝来町1-6-1)
西条	1月26日(金)	9:30~10:30	西条市総合福祉センターB棟 3階 研修室2 (西条市神拝甲324番地2)
南予	2月1日(木)	9:00~10:00	道の駅うわじま きさいや広場 ギャラリー室 (宇和島市弁天町1-318-16)
南予	2月2日(金)	9:00~11:00	東洋車輛(株) 会議室 (宇和島市伊吹町下井関1565-1)
西予	2月15日(木)	13:30~14:30	大洲市総合福祉センター1階 会議室 (大洲市東大洲270番地1)
中予	2月23日(金)	10:00~11:30 13:00~15:00	愛媛県自動車会館2階 第3会議室 (松山市森松町1075-2)

## 2. 出張健診で検査する対象物質

トルエン、エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトン、ナフタレン、キシレン

## 3. 健診料

次ページの料金表をご参照ください。**内、振興会から3,000円補助しますので、補助額を差し引いた金額を、健診会場でお支払いください。**

## 4. 個人票、結果報告書等の用紙が無料で準備されます。

## 5. 事業主に課せられている労働基準監督署への受診結果報告を、取り纏めて行っています。労働保険番号がわからない場合は、自社で労働基準監督署へ報告する必要がありますので、労働保険番号のご準備をお願いします。

※ 健診会場が油や泥で汚れる場合がありますので、作業靴は履き替えてお越しく下さい。

## ※ 持参するもの

- ① 個人票（お持ちの方は必ずご持参ください。）
- ② 事業所ゴム印（住所、事業所名、代表者名の入ったもの）
- ③ 印鑑（個人事業者の方：代表者の認印、法人事業者の方：社印）

捺印のないものは受診後郵送されますので、捺印して返送していただく必要があります。

- ④ 労働保険番号（メモしてきてください。）

**事業場独自に標記健診を受診した場合も補助対象となりますので、振興会／総務課までご連絡ください。**

# 料金表

問診 診察等	+	トルエン エチルベンゼン スチレン メチルイソブチルケトン ナフタレン の内、何れか該当する場合	=	7,700円
-----------	---	---	---	--------

問診 診察等	+	トルエン エチルベンゼン スチレン メチルイソブチルケトン ナフタレン の内、何れか該当する場合	+	キシレン	=	10,400円
-----------	---	---	---	------	---	---------

問診 診察等	+	キシレン	=	5,200円
-----------	---	------	---	--------



振興会／指導課 行き (FAX: 089-956-2188)

…… 平成29年度 第2回 有機溶剤健康診断受診申込書 ……

申し込み締め切り 新居浜、今治会場：平成29年12月26日 (火)

その他の会場：平成30年1月15日 (月)

《事業場の情報》

認証番号	事業場名	希望する会場
70-		

《使用する溶剤の情報》 ↓↓ 該当する溶剤に、○印をしてください ↓↓

トルエン	エチルベンゼン	スチレン	メチルイソブチルケトン	ナフタレン	キシレン

《受診される方の情報》

(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
( )		男・女
( )		男・女
( )		男・女
( )		男・女
( )		男・女

注) ご記入いただいた個人情報は、(公財)愛媛県総合保健協会への健康診断の申し込みを目的として適切に取り扱います。

# タカタ製エアバッグの新たなリコール改修促進策

## ～未改修の車は、車検の有効期間が更新されなくなります～

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施しています。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年7月の国内の改修率は78.1%であり、なお約410万台の未改修車があること、メーカーから交換部品の供給が確保できたことに加え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、**異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で有効期間が更新されなくなります**。

### 《措置の概要》

開始時期 **平成30年5月1日（予定）**

措置適用のタイミング

申請窓口でOCRシートを読み込むとき。

（※OSS申請の際には、運輸支局等が受付審査を行ったとき。）

措置の対象であった場合

メーカー等が発行する『改善措置済証』を運輸支局等にて確認を行う。

（改修の状況が、国土交通省や軽自動車検査協会のシステムに記録されます。）

『改善措置済証』の提出がない（システムに記録が無い）場合

「提出書面不備」となり、自動車検査証の備考欄に措置の対象である旨の記載（手書き等）と受付日付印を押印し、申請書と添付書類を申請者へ返却する。（放置違反金滞納と同様の取り扱いになります。）

**※指定扱いの場合は、保安基準適合証の有効期限が切れてしまう恐れがあります。**

**※持ち込み検査の場合は、検査日から15日以内であれば、検査票は有効なものとして更新可能です。**

### 《会員の皆様にお願ひ》

- 車検に限らず、点検、整備、オイル交換またはイベント等でご来店の際には、必ず「メーカー名」と「車台番号」を確認し、未改修車両かどうかご確認ください。
- 未改修車両であった場合は、すみやかにディーラー等に連絡のうえ、改修のスケジュール調整をしてください。

### 《検索システムについて》

メーカーのホームページのほか、日整連が作成した検索システムや検索アプリをご利用ください。日整連作成の検索システムについては、JASPA NEWS 11月号の20ページからご覧ください。

# 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、11件を掲載いたします。

## Case 1 整備工場の修理に対する苦情

平成29年7月5日 千葉県 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

### 【相談】

機械加工等を行っていたという男性からの相談。概要は以下の通り。

- オイルパン接合部からのオイル漏れを出先で確認（酷い漏れではない）。出先の最寄りの整備工場にてオイルパンガスケット（液体ガスケットのみの構造）を交換。出先から戻り確認すると、また漏れている。
- 整備した工場までは遠いので自宅から近いディーラーに入庫し、再度オイルパンガスケットを交換。出先にて、またオイル漏れを確認。
- 出先近くの別のディーラーで点検した際に、マフラーを外して真っ直ぐ取付けないと接触する等してガスケットが均一につかないと言われたが、前回修理したところまでそれほど距離は無かったので、前回の修理工場で再修理して貰うこととした。
- 前回修理した工場に再度入庫する。オイルパンが歪んでいるから漏れると言われたが、外したものを比較的平面の所で確認するもほぼ歪みは無い。それでも直るのであればと交換する事に同意はしたが、部品到着まで時間がかかるため、とりあえず今のオイルパンを取り付けることとした。取付け方法を見ていたら、マフラーを外さずに、マフラーを避けるように斜めから入れていた。真っ直ぐつけないとダメだと聞いたと言ったところ、マフラーを外すとネジが切れるからエンジン側（エキマニ）とマフラーを換えないといけなくなり高額になると言われた。結局、今回の取付け後は漏れていないので、オイルパンは換えないこととした。
- 他にもブレーキの効きが悪いので点検して貰ったと

ころ、右側は均等に摩耗しているのに、左側のブレーキパッド一对の内片側だけが減って片側は減っていないが、年数が経っているのでこういうものだと言われた。こんなことが普通だというのはどういうことか。故障が普通なのかと言ったところ、言いがかりはやめて下さいと支店長等に言われた。

### 【対応】

話し終わると満足したのか、「修理もできないで、経年劣化だからという言葉逃げ道のように使うのはよくない、業界団体として改善するように」とお叱りを受け、電話を終えた。

## Case 2 車検に出したら違法改造車だと言われた

平成29年7月5日 兵庫県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

### 【相談】

2年前、大きな販売スペースを持つ中古車販売店で購入した車だが、この度、ディーラーに車検をお願いしたところ「違法改造」を理由に断られた。購入時から何一つ手を加えていないのに違法改造と言われ、違法改造と知らずに2年間乗り続けた。大きな自動車販売会社が違法改造車を販売していいのか、という問い合わせ。

### 【対応】

電話をしてきた人は落ち着いて話をするので、まずは聞かなければいけない『認証の有無』を確認した。すると、黄色い看板のことは知っていた。ただ、店舗が大きかったことで信用し、確認まではしていない、と言った。工場の屋号を聞くと、工場に連絡されてトラブルになるのは嫌だと言って、言わなかったが、当

方は解決のために問い合わせをすることはあるが、それも相談者の許可があつての話。守秘義務もあるので、とまで言うと、あっさり工場名を言った。やはり、屋号は聞いたことがない。所在地を聞き、検索すると確かに大きな敷地面積を持つ中古車販売店が出てきた(最近のパソコンで見る画面はほんとうに便利だ)。でも、聞いたことはない。修理や車検はどこかに外注しているのだろう。工場らしきものもない。今回、違法改造を指摘された箇所は、テールランプレンズで、スモークを貼ったように真っ黒だからだということだ。ランプの色での不法改造は多いが、(見ていないけれど)あなたの車は明るさが基準を満たしていないと考えられる。購入した店舗に問合せ(苦情ではない)をしたそうだが、「当社で車検をしてくれるなら、そのまま通す」と言われたそう。そのことについても相談者は怒っていた。当会としては「だから黄色い看板の工場」としか言いようがないのでレンズをノーマルの物に交換して車検を通すしかないし、2年前のことを苦情として言うなら販売店と交渉するしかないだろうと言うと、「2年間、警察に捕まらなくて良かった。黄色い看板の工場、というのはこういうことか」と得心してくれて、電話を切った。

### Case 3 安価な車検を依頼したはずが、通常料金と変わらなかった

平成29年7月6日 奈良県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

#### 【相談】

相談者は一般のユーザーで、名前は名乗らなかった。事業場に車検依頼をした時に、「素通しで車検を通して下さい(安価で車検を通して下さい)」と依頼。事業場側も了解していた。相談者は、当該事業場に過去数回、車検依頼を行っていたが、今回の車検は安価に抑えたかったようで、上記の表現「素通しで車検を通して下さい」を当該事業場に告知していたとのこと。いざ車検終了後、請求書を渡されて料金を見ると以前依頼していた車検金額と変わりがないという状況であった。その場では請求額を支払ったようだが、納得がいけないため振興会のホームページを検索し、電話

する流れになった。

#### 【対応】

まず、気になる点は、「素通しで車検を通して下さい」という表現が曖昧な表現であること。

具体的金額内(たとえば、10万円以内等)で納めて下さいの事であれば、事業者も応え様があったかもしれない。認証基準の遵守事項に、料金の概算見積りを記載した書面を交付することが謳われている。従って、本来ならば概算見積書で確認の上、依頼するかどうかを判断するのが筋ではないか。並びに、基本的には当事者同士の話し合いで解決して下さいと伝えて、電話を切った。

### Case 4 整備付きで購入したので、不具合は無料で修理して欲しい

平成29年7月6日 滋賀県 男性

車名：輸入車 登録年月：平成23年

走行距離：不明

#### 【相談】

平成23年式の輸入車を平成29年2月に整備付きで購入した。販売店は他県の中古車販売店である。購入後1週間でジャダーが出た。有料で25万円かかる。1ヶ月後、今度はエンジンが止まった。販売店のスキャンツールで診断して貰うと、4気筒でミスファイヤーがあり、イグニッション、プラグ、コイルコードの交換で9万円かかると言われた。そこで、他の中古車販売店で相談したところ、こんな程度の悪い車は販売しないとっている。無料で修理をして欲しい。

#### 【対応】

今回の場合、中古車販売店は他県のため、他県の自動車整備振興会を紹介した。

### Case 5 車検から戻って来たらミラーが作動しない

平成29年7月7日 兵庫県 女性

車名：輸入車 登録年月：平成24年

走行距離：不明

## 【相談】

2回目の車検を受けた。戻ってきたらミラーが動かなくなっていた。車検作業で何かされたのではないかと考えている。ミラーは以前から音が出ていた。前回の車検時にも相談したが、壊れたら交換しましょうという提案だった。部品代は6~7万円だということだったので、作動はするのでそのまま乗ると伝えていた。しかし、この度のことは理解に苦しむ。工場が壊したとは言わないが、工賃などが割高でもこういったことがないのがディーラーだと思っていた。私の言っていることはおかしいか？

## 【対応】

最初は何を言っているのかわからなかったが、要は前からミラーの作動音が大きくなって気になっていたし、オイル交換などでも入庫するとその都度、音のことは相談していて修理も促されていたという。しかし、金銭的に大きく、そのまま乗り続けていたら今回の車検のタイミングで壊れたと。だから、ディーラーが車検時に何らかの手を加え、その時に壊れたということを行っている。ディーラーは、「音のことは以前から説明していた。入庫したタイミングでたまたま壊れただけ。弊社に非はない」と言ったらしく、その言い方がまた気に入らないとも。「そんなタイミング良くミラーが壊れるものか？私の言っていることがおかしいのか？」と言う。下手なことを言うと矛先がこちらに向きそうだったが、保証期間が過ぎていることを伝え、以前から修理の提案があって修理しなかったのも相談者ご本人である。でも、ディーラーと話し合いをしたいということならディーラーに伝えることは出来るが、金銭的な話には介入しないと言うと、私の名前を確認して電話を切った。

## Case 6 交換した部品は俺の物、勝手に廃棄するとはどういうことか

平成29年7月7日 兵庫県 事業者

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

## 【相談】

コンビニで隣の車のドアが当たり、その時に出来た

エクボ傷の修理で、加害者が保険を使うと言うので被害者は「ドア交換」を要求。保険会社も了承した。修理は弊社が請け負い、修理後、1週間経って被害者から「交換したドアはどこにある？」と聞かれた。当社の産業廃棄物は、契約している産業廃棄物取扱事業者が定期的に来て持ち帰る。このドアも既に廃棄物保管場所になく、それを伝えたところユーザーが、「ドアの所有権は俺にある。勝手に廃棄するとはどういうことか」といきなり激高した。交換したドアを置いておいて欲しいとか言われていないし、保険での支払いと思っているので保管しておくことなど考えもしなかった。しかし、激高したままおさまらない。このような客にどう対応したらいいか、アドバイスが欲しい。

## 【対応】

保険会社が支払っていれば所有権は保険会社にあるが、現時点で支払いが行われておらず、依頼者が自分で支払うことも可能性としてはあると考えられる。だからどうだという話ではないが、ユーザーの言い分にも一理ある気もする。難しい問題だ。傷ついたドアをどうするつもりだったのかは知らないが、預かり証とか契約書は作っているか？と聞くと、「ない」と言う。まあ、大半の事業者がそうだと思う。これからは修理を請け負ったら、交換した部品をどうするか、修理請負の際に預かり証とか契約書といった類のものも必要となるのかもしれない。後日ユーザーが納得したという電話が入ったが、内容は聞いていない。

## Case 7 車検をキャンセルしたら見積書作成料金を請求された

平成29年7月10日 和歌山県 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成16年7月

走行距離：50,000km

## 【相談】

平成29年7月10日、県消費生活センターより入電の後、間もなくユーザー本人より入電。大手ニューサービステーション店へ検査予約を行い、平成29年7月8日、I営業所に入庫し見積書を確認したところ、予想を遥かに上回る8万円の概算見積書が提示された。検査を

中止する旨述べたところ、見積書作成料として3,240円を請求され、仕方なくその場で支払った。領収書を求めたが、レシートのみ渡された。車検キャンセル時に見積書作成料についての明示がなく、説明も受けていない。相談者の奥様は以前、同社に勤務していたこともあり事を荒立てたくないが、納得できないとのこと。

#### 【対応】

概算見積書の交付については、施行規則第62条の2の2に規定されており、認証（指定）工場では遵守事項に従い交付の義務があるが、有償・無償についての規定はなく、その実施方法により有償の整備事業者もある事実を説明した。しかし、有償でならば、尚更説明をしなければならないとの認識を述べ、同社のホームページをチェックしても、有償の旨を明示していない事実を説明した。同社へは車検キャンセル時の概算見積書作成料の明示を行い、口頭でも十分説明するよう申し入れると約束し、相談者も納得した。同日、I営業所の店長に電話し、説明。指摘については明日本社にて行われる店長会議において提案し、前向きに取り組むとのこと。既に支払済みの3,240円については返金できないとのこと。相談者へ電話し、経過報告を行った。相談者は、「3,240円について、営業所より返事が聞きたい。レシートの件についても聞きたい」とのこと。I営業所へ内容説明。同所より相談者へ電話したところ、見積書の件は納得したが返金要求が強く、渋々返金を了承し解決に至ったとのこと。

#### Case 8 事業場から嫌がらせを受けている

平成29年7月11日 奈良県 女性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

#### 【相談】

非通知にて電話があり、名前は名乗らず。自身の車を紹介された知人の県内の整備工場に車検として入庫したところ、車検後、オイル漏れやボデーの塗装の剥離、タイヤの加工等された状態で返ってきた。気になったので以前入庫していた別の整備工場に入庫したところ、上記の内容等がはっきりと確認されたとのこと。運転に際し不安が生じたので当該事業場に話したとこ

ろ直して貰えたが、その後当該事業場から嫌がらせ等を受けた。どう対応すれば良いか。

#### 【対応】

名前を名乗らない、どこの事業場か言わない、ということなので、根本的な問題解決にはならないと話を。また、途中からは弊社では話ができない問題（犯罪のようなもの）があったため、そのようなもの場合は民事、刑事事件として警察に相談して欲しいと話を。なお、高齢の女性であったため何度も同じ話を。一部話に付け加え等が出てきていた。話をし、解決方法について話をすると、気が落ち着いてきたようだ。場合によっては再度同じような内容で電話がある可能性がある。

#### Case 9 修理依頼を受けた車を持ち帰る途中でタイヤがバースト

平成29年7月12日 兵庫県 事業者

車名：トラック 登録年月：平成15年

走行距離：不明

#### 【相談】

2名の共同所有車。その一方のAさんから修理依頼を受けて車を引き取りに行った帰りに、フロント右側のタイヤがバーストした。縁石に乗り上げた等の事実はなく、タイミングのものだと思われる。このバーストによりケガをしたとかということもない。ただ、タイヤは数年前に交換しているのにこのタイヤだけが2001年製造のもので、当社で取り付けたものではない。Aさんもどこで交換したか記憶にないという。車両の使用状況は至って普通だと言うが、弊社が持ち帰る途中の出来事だったということで、もう一人の所有者のBさん（弊社と面識はなくひととなりは不明）が、「整備工場はそういったトラブルが発生した時のために対応する保険（受託者保険？）に入っているはずだから、それに対応して貰ったら？」という提案をしたらしく、Aさんから弊社にそのことを伝えてきた。金銭的な問題ではなく、1本だけが古いタイヤが使われていること、交換したのは弊社ではないこと、弊社従業員が持つて帰る途中というタイミングだけの問題であることな

どから、受託者保険での対応について「もやもやした  
もの」がある。Aさんは普通の人で無茶を言う人では  
ない。バーストしたタイヤの料金は2万円ほど。相談  
に乗って欲しい。

#### 【対応】

受託者保険では難しい（実際は無理と言われた）内  
容だと言われたし、免責金額の方が高い。しかし、ユー  
ザーの口調から察するに、自分たちに落ち度はないと  
思っているようだ。当会の見解としては、受託者保険  
の範囲がなく、ユーザーの保守管理責任の範囲だと考  
えられるのではないかとアドバイスした。ただし、対  
応は御社の判断でお願いしたいと伝え、一旦保留。

### Case 10 所有者が亡くなった車の処分について

平成29年7月12日 兵庫県 事業者

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

#### 【相談】

弊社顧客Aからの相談。車の所有者はBさんで5年  
前に亡くなっている。車は娘婿のCさんが使用してい  
たが、CさんはBさんより先に亡くなっていたという。  
しかし、車は放置（しかも他府県）されたままで、駐  
車場の所有者がAさんに相談したところ、Aさんが安  
請け合いして弊社に相談してきた。ちなみにAさんは  
Bさんの知り合いではあるが、相続権者でも何でもな  
い。弊社は何かから行えばいいか、アドバイスが欲しい。

#### 【対応】

基本的には御社は何も出来ない。まず、Cさんはこ  
の車には何の関係もない。所有者・使用者名がBさん  
なので、Bさんの遺産相続人が何人いるか、これだけ  
でも御社は調べられないのではないか。相続者が何人  
かいれば、乗用車の場合相続する権利のある人全員が  
集まって「遺産分割協議書」を作成する必要がある。  
ここまでも御社が行うのには無理がある。専門家に  
任せの方がいいと言うと、納得して電話を切った。

### Case 11 メンテナンスパックの解約ができない

平成29年7月14日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：平成25年12月

走行距離：不明

#### 【相談】

去年の11月に輸入車正規ディーラーで車検を受けた  
時、セールスに2年保証のパッケージ（メンテナンス  
もパックされている）を勧められ加入した。今回、他  
メーカーの車に乗り換えることになったのでサービス  
パッケージの解約を申し出たところ、受付担当者から  
「返金は出来ません」と即答された。その女性の言  
い方も素っ気なく腹が立った。加入時に返金不可の説  
明や貰った書面にも一切そんな事は書いてないと言  
うと、「店に置いてある文章には返金出来ないと書いて  
いる」と言われたので、貰った書類をFAXするので  
内容を見て欲しいと伝えて、FAXした。「見てから  
返答する」と言ったのに電話が無いので、翌日輸入車  
のカスタマーセンターに電話を入れた。後日、ディー  
ラーの方から電話で、返金できないルールの説明が  
あったが納得がいかない。消費者サービスセンターに  
連絡をしようと思ったが、振興会にも書類を見て貰  
おうと思い電話した。

#### 【対応】

その後FAXが届き、相談者に折り返しの電話をし  
た。相談者は、「知り合いの弁護士にも相談しているが、  
説明を受けて契約し支払いもしているので、返金でき  
ないルールを知らなかったでは通らない。立場的には  
弱いことはわかっている。担当セールスが気を遣って  
自腹で返金を申し出ているが、別の車両も今後も世  
話になりたいし個人から返金して貰うのは筋が違っ  
ているので受け取れない。誰かに愚痴を言いたくて  
振興会に電話した。忙しいのに話を聞いて貰って少  
し楽になった、もう少しディーラーと話をして考  
えます」と言って、電話を切られた。

# スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)  
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)  
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)  
4,333円 (税抜)

## 認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

## ②スキャンツールを保有していること。

(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

## ③FAINES 通常会員に加入していること。

## ④振興会会員であること。

## ⑤上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

## 申請に必要なもの

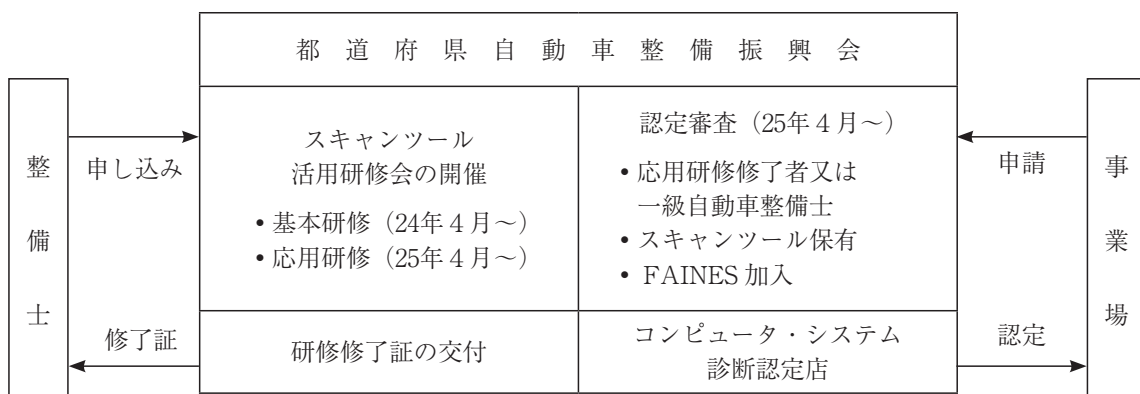
・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。

・スキャンツールの写真

・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）

\*認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

## スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート





# スキャンツール活用事業場認定申請書

## 【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

### 1. 応用研修修了者又は一級整備士 【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

### 2. 保有スキャンツール 【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

### 3. 認定ツール 【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

\* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

#### \* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

# 技術相談窓口名簿訂正のお願い

今年7月にお届け致しました技術相談窓口名簿に変更が生じたため、各項目の訂正をお願いいたします。

## (P1) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	愛媛トヨペット 株式会社 サービス本部		担当者名	城戸 浩 佐藤 威瑞
電話番号	089-972-0426	FAX番号	089-973-6801	
扱い車種	セルシオ、アバロン、ソアラ、マークII、コロナ、エクシブ、サイノス、ハリアー、 コルサ、カルディナ、トヨエース、ハイエース、イプサム、プログレ、プラッツ、 キャミ、ツーリングハイエース、グランドハイエース、アルファード、 イスト (マイナーチェンジ前)、プレミオ、プリウス (20系以降)、マークX、ポルテ、 ラクティス、ベルタ、サクシード、ラッシュ、ブレイド、ヴァンガード、86、 P H V、プリウス a、アクア、アベンシス (ZRT272:2011.6~)、ピクシスシリーズ (軽) S A I、オーパ、コンフォート、オーリス (2016.4~)、タンク、シエンタ (現行モデル)、 エスクァイア、 <b>CH-R → C-HR (変更) 新型カムリ (H29.7~) (追加)</b>			
定休日	月曜日			

## (P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 松山久米店		担当者名	門屋 太
電話番号	089-958-6800	FAX番号	089-958-6801	
ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 今治産業道路店		担当者名	<b>河野 宏幸</b>
電話番号	0898-48-2934	FAX番号	0898-48-2493	
扱い車種	全車種			
定休日	水曜日			

## (P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社西四国マツダ サービス統括		担当者名	<b>左脇 貢</b>
電話番号	<b>088-883-9120</b>	FAX番号	<b>088-883-9126</b>	
扱い車種	マツダ全車種			
定休日	火曜日			

# 技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

## 各ディーラー技術相談窓口の現状

### ・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

### ・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

### ・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

### ・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

## 厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

\* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけるでしょう！

必ず守ってください！

## 技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

# 整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

## 相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状： ..... .....							

## 確認・点検実施内容

基本点検結果 ( )
自己診断結果 ( )
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

# 結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

インターネットを利用して  
自動車整備に必要な情報をゲット！！



## FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c . . . 。



入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,300円（3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



## IV. 整備技術 関係情報



# FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

## 「緊急事態に異常事態発生！」

ある日の朝、複数の整備工場より立て続けに消防車の整備相談があった。相談があった工場はいずれも同じ地区であったため、話を聞くと産業廃棄物処理場で発生した火災の消火活動中に不具合が発生しており、この火災は連日ニュースでも報道される程の大規模なもので鎮火まで約1カ月かかる程の火災であった。

相談内容は、2日間エンジンを始動状態で消火活動を行っている、エンジン警告灯・DPF警告灯が点灯し、アクセル・ペダルを踏んでもエンジン回転数が上がらない、DPF強制燃焼が実施できないという内容であった。ほとんどの車両は以前紹介した(FAS NEWS 2015.8月号)ものと同じ事例で、DTC(ダイアグノーシス・トラブル・コード)を確認するとP2002「DPF/DPNR異常」を表示し、バッテリー・クリア後にDPF強制燃焼が実施できたものであったが、違うDTCを表示する車両があったので紹介したい。

平成25年式 トヨタ ダイナ(車両型式TKG-XZU685、エンジン型式N04C)消防車でエンジン警告灯が点灯しエンジンが吹け上がらないと云うトラブル相談を受けた。

スキャンツール(外部診断機)を使用してDTC(ダイアグノーシス・トラブル・コード)を確認するとP2463(PM過堆積)を表示した。

DPF装置内にPM(粒子状物質)が堆積していることが考えられるのでスキャンツール(外部診断機)を使用してアクティブテスト(PM強制再生制御)を行ったが実施できなかった。

始めにP2463の故障診断を行うためFAINESで調べたところ、P2463の検出条件は、走行中にPM強制再生が必要な表示(ランプ点滅)が出てからも走行を継続してPM体積量が限界を超えた場合に検出されるという内容である。

また、点検手順の「注意事項」項目にP2463が出力された場合、診断機によるPM堆積量の履歴データの初期化を行い、その後バッテリー・クリアによる消去を行うという記載があった。

この内容を基にスキャンツール(外部診断機)を使用して作業サポート(PM堆積量の履歴データの初期化)を行い、その後バッテリー・クリアによる消去を行うと、アクティブテスト(PM強制再生制御)が実行できエンジンも正常に吹き上がるようになった。

この件についてディーラに相談すると、消防車は放水を行うための動力をエンジンから取り出す装置に「PTO」(Power Take Off)を利用しており、PTO作動中には、DPF自動再生が禁止されることが分かった。

今回のトラブルの原因は、消火活動が長時間続きDPF自動再生が行われずPM堆積量が限界を超えたため不具合が発生したと考えられる。



尚、消防車両で出動回数や近距離走行などの関係でもともとPMが堆積した状態で、更に自動再生が禁止される等の悪条件が重なり起きた特殊な一件だった。

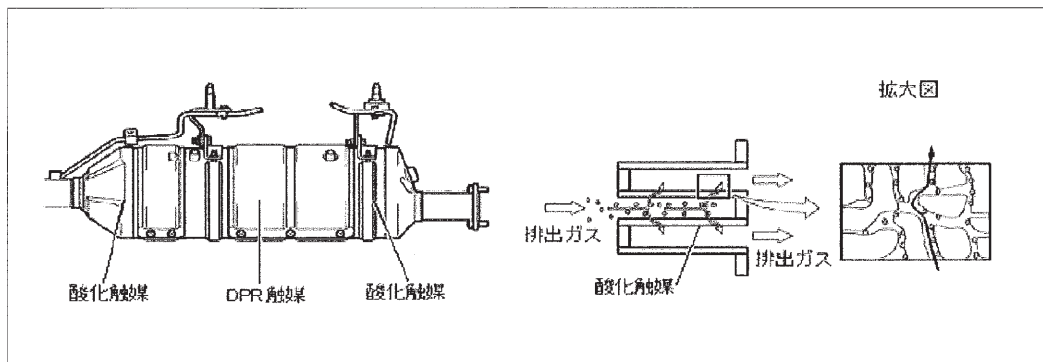
参考：

PTOは「さまざまな作業をするための動力を自動車のエンジンから取り出す装置」でエンジンとトランスミッションなどに取り付けられており、エンジンの回転を変換することで様々な作業の動力を生み出しています。

エンジンコントロール ECDシステム(N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ) P2428/94 高排気温異常バンク1 P244A/94 DPF差圧過小 P244B/94 DPF差圧過大 P244D/94 PMフィルタ高温 P2458/94 触媒再生時間超 P2463/94 PM過堆積 P24A2/94 燃料添加量過剰

回路説明

DPR(Diesel Particulate active Reduction System)は、ディーゼルエンジンから排出される粒子状物質(PM)を処理する排気浄化システム。DPR触媒はPM捕集機能を有する多孔質セラミック構造体で、捕集されたPMは、触媒温度が高い条件では触媒作用により連続的に酸化処理されるが、低温の条件ではPMの酸化が十分に進まず堆積が進行する。PM堆積量が所定の閾値を超えないよう、エンジンコントロールコンピュータによりPM自動再生制御が実施される。



DTC No.	診断項目	DTC検出条件	点検部位	エンジン警告灯	コード記憶	備考
P2463/94	PM過堆積	診断条件：エンジン回転中 異常状態：走行中、PM強制再生が必要な表示（ランプ点滅）が出てからも走行を継続してPM堆積量が限界を超えた場合 異常期間：即時 トリップ数：1トリップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>エアクリーナーフィルタエレメントSUB-ASSY</li> <li>エア漏れ</li> <li>エンジンオイル漏れ</li> <li>フューエル フィルタASSY</li> <li>ディファレンシャルブレッシャセンサ関連部品</li> <li>エキゾーストリターダギャップ調整</li> <li>排気ガス漏れ</li> <li>サクションコントロールバルブ</li> <li>インジェクタASSY</li> <li>エキゾーストガステンパラチャセンサ</li> <li>エキゾーストガステンパラチャセンサNo.2</li> <li>エキゾーストガステンパラチャセンサNo.3</li> <li>エキゾーストガステンパラチャセンサNo.4</li> <li>キャタリチックコンバータASSY（パイプツキ）</li> </ul>	○	○	DTC確認走行パターン： PM強制再生制御



## 警告/注意/参照

### 注意:

- ・ DTC P2428/94、P244A/94、P244D/94、P2458/94、P24A2/94が出力されている場合、GTSによるダイアグコードの消去では同じダイアグコードが再出力されるため、エンジン履歴データ\*の初期化後、バッテリークリアによる消去を行う。  
\*: エンジン履歴データの初期化方法。(要領はエンジン/ハイブリッド/EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム(N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>作業サポート参照)
- ・ DTC P244B/94、P2463/94が出力されている場合、GTSによるダイアグコードの消去では同じダイアグコードが再出力されるため、PM堆積量履歴データ\*の初期化後、バッテリークリアによる消去を行う。  
\*: PM堆積量履歴データの初期化方法。(要領はエンジン/ハイブリッド/EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム(N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>作業サポート参照)

### 参考:

- ・ GTSを使用してフリーズフレームデータを読み取る。フリーズフレームデータには、不具合発生時のエンジン稼働状態の一部を記録しており、それらの情報がトラブルシュートする際に役立つ。
- ・ 本ダイアグコード出力にて点検、修理後、エンジンオイル量を点検する。
- ・ エンジンオイルがレベルゲージ点検アツパ(X 印:通常のレベルゲージアツパ+25mm)を超えている場合はエンジンオイルを交換する。

## 手順

### 1.問診

- お客様にDPRインジケータランプが点滅しているか確認する。

### 結果:

DPRインジケータランプ	飛び先
点滅していない	A
点滅している	B

A

### 2.ダイアグコード確認

B

### 5.ダイアグコード消去

### 2.ダイアグコード確認

- DLC3 にGTS を接続する。
- GTS を使用して、以下のメニュー項目を選択する。: パワートレイン / エンジン / ダイアグコード  
パワートレイン > エンジン > ダイアグコード(読み取り)

実行

- 出力されているダイアグコードを確認する。

### 結果:

結果	飛び先
P2428/94、P244A/94、P244B/94、P244D/94、P2458/94、P2463/94またはP24A2/94のみ出力される	A
P2428/94、P244A/94、P244B/94、P244D/94、P2458/94、P2463/94またはP24A2/94および他のダイアグコードが出力される	B

A

3.フリーズフレームデータ確認

B

関連するダイアグコードチャートへ

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>ダイアグコード一覧参照

3.フリーズフレームデータ確認

- a. DLC3にGTSを接続する。
- b. GTS を使用して、以下のメニュー項目を選択する。: パワートレイン / エンジン / ダイアグコード
- c. 出力されているダイアグコードからフリーズフレームデータを読み取る。

結果:

結果	点検結果	飛び先
[排気温センサB1S3]	740° C以上	A
[排気温センサB1S4]	940° C以上	B
上記以外の時		C

参考:

エキゾーストガスステンパラチャセンサ(REAR)異常温度感知のフローチャートを行う時は[ターボ - インタークーラー - インテークマニホールド間のホース抜け]も点検する。

A

エキゾーストガスステンパラチャセンサ(FRONT)異常温度感知のフローチャートへ

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>エキゾーストガスステンパラチャセンサ(FRONT)異常温度感知参照

B

エキゾーストガスステンパラチャセンサ(REAR)異常温度感知のフローチャートへ

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>エキゾーストガスステンパラチャセンサ(REAR)異常温度感知参照

C

4.フリーズフレームデータ確認

4.フリーズフレームデータ確認

- a. DLC3 にGTS を接続する。
- b. GTS を使用して、以下のメニュー項目を選択する。: パワートレイン / エンジン / ダイアグコード
- c. 出力されているダイアグコードからフリーズフレームデータを読み取る。

結果:

結果	点検結果	飛び先
[DPR/DPNR差圧]	15 kPa以下	A
	15 kPaより大きい	B

A

差圧詰まりチェックのフローチャートStep8へ

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>差圧詰まりチェック参照

B

差圧詰まりチェックのフローチャートへ

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>差圧詰まりチェック参照

### 5.ダイアグコード消去

- a. DLC3にGTSを接続する。
- b. IG ON、GTSの電源をONにする。
- c. GTS を使用して、以下のメニュー項目を選択する。: パワートレイン / エンジン / ダイアグコード
  1. DTC P2428/94、P244A/94、P244D/94、P2458/94、P24A2/94が出力されている場合は以下の手順に従いダイアグコードの消去を行う。
    1. エンジン履歴データ初期化を行う。  
要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>作業サポート参照
    2. バッテリー端子を切り離し30 秒以上放置する。
    3. バッテリー端子を接続する。
  2. DTC P244B/94、P2463/94が出力されている場合は以下の手順に従いダイアグコードの消去を行う。
    1. PM堆積量履歴データ初期化を行う。  
要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>作業サポート参照  
参考:
      - ・ PM堆積量履歴データ初期化はバッテリー端子切り離しでは初期化されない。
      - ・ P244B/94(DPF差圧過大)、P2463/94(PM過堆積)が出力されている場合、PM堆積量履歴データの初期化を実施しないとダイアグコードを消去しても、P244B/94(DPF差圧過大)、P2463/94(PM過堆積)が再出力される。
    2. バッテリー端子を切り離し30 秒以上放置する。
    3. バッテリー端子を接続する。

結果:

飛び先
次へ

次へ

6.キャタリチック コンバータASSY(パイプ ツキ)点検 (DPR溶損確認)

### 6.キャタリチック コンバータASSY(パイプ ツキ)点検 (DPR溶損確認)

- a. アクセルペダルの全閉、全開を5秒間隔で5回行き、5回目の全開時に黒煙の有無を確認する。

結果:

結果	飛び先
黒煙が排出されない	A
黒煙が排出される	B

A

7.DPR差圧点検

B

キャタリチック コンバータASSY(パイプ ツキ)交換

要領はエンジン/ハイブリッド/EVシステム>インテーク/エキゾースト>エキゾーストパイプASSY (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>取り外し参照

7.DPR差圧点検

- a. DLC3にGTSを接続する。
- b. エンジンを始動する。
- c. GTSを使用して、以下のメニュー項目を選択する。: パワートレイン / エンジン / データモニタ / DPR/DPNR差圧

パワートレイン > エンジン > データモニタ

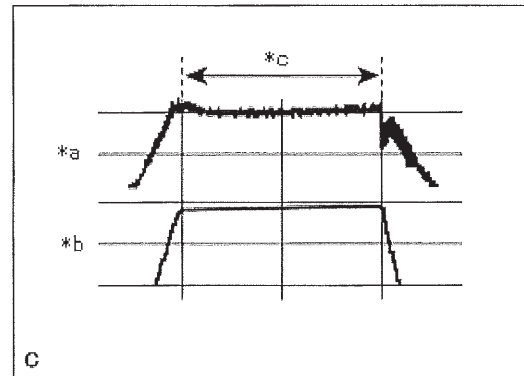
項目名
DPR/DPNR差圧

実行

- d. 表示切替で折れ線グラフにし、ブレーキをしっかりと踏んだ状態でアクセルペダルを5秒間全開にして、差圧の振れ幅の中心値を読み取る。

結果:

結果	飛び先
[DPR/DPNR差圧]が25 kPa未満	A
[DPR/DPNR差圧]が25 kPa以上	B



*a	差圧
*b	エンジン回転
*c	差圧を読み取る期間

A

8.手動強制再生実施

B

キャタリチック コンバータASSY(パイプ ツキ)交換

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>インテーク／エキゾースト>エキゾーストパイプASSY (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>取り外し参照

8.手動強制再生実施

- a. DPR手動強制再生手順を行う。  
要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>エンジンコントロール>ECDシステム (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>DPR手動強制再生手順参照

- b. 強制再生中に以下の項目を1分毎に[データモニタ]で確認する。

パワートレイン > エンジン > データモニタ

項目名
排気温センサB1S4
エンジン回転数
燃料噴射量

実行

結果:

結果	飛び先
[排気温センサB1S4]が800° Cを超えなかった	A
[排気温センサB1S4]が800° C以上になった	B

注意:

[排気温センサB1S4]が800° C以上になったら、強制再生を停止し、キャタリチックコンバータASSY(パイプツキ)を交換する。

A

完了

B

キャタリチック コンバータASSY(パイプ ツキ)交換

要領はエンジン／ハイブリッド／EVシステム>インテーク／エキゾースト>エキゾーストパイプASSY (N04C-UM, N04C-UN, N04C-UP, N04C-UQ)>取り外し参照

## 街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

### ● ● お疲れ様でした ● ●

- 実施日時** 平成29年11月2日（木） 13時30分～15時30分
- 実施場所** 四国中央市川之江町4136-4 国道11号 川之江検問所
- 協力支部** 東予支部（川之江ブロック）
- 出勤人数** 国土交通省3名、警察3名、軽検査協会1名、振興会会員8名  
振興会事務局1名

**合計出勤人数 16名**

検査車両数 57台  
 不良車両数 2台 ……………不良車両数の割合3.5%

**整備命令交付車両数 0台**

**検査証有効期間切れ車両数 0台**

定期点検整備未実施件数	18件	……未実施車両数の割合31.6%
特種車両警告書件数	0件	
整備不良車両関係（口頭警告件数）	2件	車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数）	0件	車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数）	0件	車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数）	0件	車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

- 電気・灯火類 1件
- 車体車枠 1件

**※合計不良箇所件数 2件**



# 平成29年度 検査台数報告

(平成29年10月分)

## 登録自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
10月	359	567	15,816	1,979	16,175	2,546	114,667	18,774
対前年同月比	93.5%	100.9%	96.2%	92.3%	96.1%	94.1%	102.5%	100.1%
前年同月	384	562	16,439	2,144	16,823	2,706	111,830	18,754

## 軽自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
10月	367	208	13,425	2,776	13,792	2,984	97,650	22,157
対前年同月比	118.8%	93.3%	104.8%	95.4%	105.2%	95.2%	106.2%	101.8%
前年同月	309	223	12,807	2,911	13,116	3,134	91,986	21,775

## 登録車・軽

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
10月	726	775	29,241	4,755	29,967	5,530	212,317	40,931
対前年同月比	104.8%	98.7%	100.0%	94.1%	100.1%	94.7%	104.2%	101.0%
前年同月	693	785	29,246	5,055	29,939	5,840	203,816	40,529

# 平成29年10月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	315,334	401,762	490,516	253,597	1,461,209			
	前月末車両数	315,851	403,360	492,191	254,820	1,466,222			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,666	2,259	2,627	1,551	8,103
				当 月	1,231	1,757	2,150	1,068	6,206
				前月比	73.9	77.8	81.8	68.9	76.6
		中 古	前 月	468	660	754	351	2,233	
			当 月	403	563	615	321	1,902	
			前月比	86.1	85.3	81.6	91.5	85.2	
		計	前 月	2,134	2,919	3,381	1,902	10,336	
			当 月	1,634	2,320	2,765	1,389	8,108	
			前月比	76.6	79.5	81.8	73.0	78.4	
	抹消登録	1,732	2,435	2,772	1,324	8,263			
	管轄変更（入）	671	1,242	1,293	459	3,665			
	管轄変更（出）	790	1,445	1,501	737	4,473			
	小型二輪車増減	5	54	34	57	150			
	当 月 末 車 両 数	当月末車両数	315,639	403,096	492,010	254,664	1,465,409		
		対前年同月比	100.1	100.3	100.3	100.4	100.3		
対前月比		99.9	99.9	100.0	99.9	99.9			
軽 自 動 車	前年同月末車両数	308,406	384,924	531,213	311,720	1,536,263			
	前月末車両数	309,308	386,838	533,541	312,738	1,542,425			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,269	1,979	2,304	1,585	7,137
				当 月	1,009	1,687	1,905	1,192	5,793
				前月比	79.5	85.2	82.7	75.2	81.2
		中 古	前 月	383	453	633	418	1,887	
			当 月	370	482	575	388	1,815	
			前月比	96.6	106.4	90.8	92.8	96.2	
		計	前 月	1,652	2,432	2,937	2,003	9,024	
			当 月	1,379	2,169	2,480	1,580	7,608	
			前月比	83.5	89.2	84.4	78.9	84.3	
	検査証返納	1,289	1,801	2,358	1,372	6,820			
	転入・転出	63	-91	81	-149	-96			
	軽二輪車増減	22	43	56	42	163			
	当 月 末 車 両 数	当月末車両数	309,483	387,158	533,800	312,839	1,543,280		
		対前年同月比	100.3	100.6	100.5	100.4	100.5		
		対前月比	100.1	100.1	100.0	100.0	100.1		
総 合 計	前年同月末車両数	623,740	786,686	1,021,729	565,317	2,997,472			
	前月末車両数	625,159	790,198	1,025,732	567,558	3,008,647			
	当月末車両数	625,122	790,254	1,025,810	567,503	3,008,689			
	対前年同月比	100.22	100.45	100.40	100.39	100.37			
	対前月比	99.99	100.01	100.01	99.99	100.00			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している